

第3章 基本施策の展開

★基本施策1 こども・若者が主体的に社会の形成に参画するまちづくり

(1)こども・若者の権利擁護が図られる取組の推進

現状と課題

アンケート調査では、市がまちづくり等を行う際に、こどもや若者の意見を取り入れていると「思う」割合は16～17歳で26.7%、18～29歳は31.2%となっています。また、まちづくり等に意見を伝えたいと思ったことが「ない」割合は、16～17歳で46.6%、18～29歳は41.5%となっており、意見を伝える方法については、対面、Webアンケート、LINE等のチャットが望ましい方法として回答されています。

市におけるこどもまんなか社会の実現に向けた方向を市民に示し、幸せな状態の実現（ウェルビーイング）に向けて共に取り組んでいくことが重要です。そして、こども・若者の権利に関して市民の認識を深められるように啓発していくことが必要です。

こどもまんなか社会の実現に向けて、こども・若者が意見を述べる、こども・若者の意見を聴く、一緒に考える場を確保するとともに、そのような取組がまちづくりに好循環を生む仕組みづくりが必要です。

施策の方向

こども・若者の意見を聴き、まちづくり施策にこども・若者の意見を反映するため、意見を集約する多様な場を創出します。意見聴取にあたっては、これまで声を聞かれにくかったこどもを含め、多様な立場、状況のこどもからの意見聴取に努めます。

こども・若者は、自ら権利の主体者であることを学び、大人は持続可能な社会の担い手の育成を目指す必要があります。そのため、こども・若者のありのままの命が尊重され、大人が守っていきべきルール策定を目指します。ルール策定後には、関わったこども・若者の意見や思いを受け継ぎながら、広く市民への周知及び啓発を継続する方策を講じていきます。

こども・若者の健やかな育ちや子育て当事者の支援に携わる大人に対して、こども基本法の趣旨や内容について、理解を深めるための啓発や研修を実施し意識の醸成を図っていきます。

【主な取組・事業】

取組・事業	取組内容		
こどもファースト推進事業 (こども育成課) <重点事業>	全庁的にこども・若者に意見を求める事業や施策に対応するため、対面での意見集約の場を設ける「こどもまんなか会議(仮称)」を創設する。また、対面以外の手法として予めモニターとして登録するユース政策モニター制度を創設する。		
	ワーキンググループ提案施策「こどもまんなか社会」 ・こどもまんなか会議(仮称)を創設する。		
	こどもの誕生前から 幼児期	学童期・思春期	青年期
審議会等へのこども・若者の登用促進事業 (関係課) <重点事業>	全庁的にこども・若者に意見を求める事業や施策に対応するため、ガイドラインを策定し、各種審議会等へのこども・若者が参画する機会を増やし、委員への登用を促進する。		
	こどもの誕生前から 幼児期	学童期・思春期	青年期
人権教育・啓発の推進 (人権共生課) (社会教育課)	人権施策推進指針に基づき、あらゆる人権問題への意識の高揚を図り、人権尊重のまちを目指して人権教育・啓発を推進する。		
	こどもの誕生前から 幼児期	学童期・思春期	青年期